

リアルタイム支援システム貸出し及び管理規定

秋田県ダンススポーツ連盟

第1条 目的

この規定は、秋田県ダンススポーツ連盟（以下「JDSF 秋田」という）が所有するリアルタイム支援システム機器の貸出し及び管理・保管に関する事項を定め、機器類の適正な運用を図ることを目的とする。

第2条 貸出し対象者

- ① 公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟 東北ブロック（以下「JDSF 東北ブロック」という）に加盟する各県連盟並びに各県連盟に所属する支部団体
- ② 公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟（以下「JDSF」という）所属の他団体

第3条 貸出し条件

- ① リアルタイム支援システム運用資格者が在席する競技会開催に限る。
- ② リアルタイム支援システムに起因するトラブルは、競技会主催者の責務とする。
- ③ 送受信プログラムは、競技会主催者が購入、準備することとする。
- ④ 貸出し機器の損傷、紛失、盗難等の賠償の責任は、競技会主催者が負うこととする。

第4条 貸出し料金（使用料金）

- ① JDSF 東北ブロック加盟各県連盟並びに各県連盟に所属する支部団体
 - ・リアルタイムシステム周辺機器 一式 5,000円
 - ・スマホ 1台 1,000円
- ② JDSF 所属の他団体
 - ・リアルタイムシステム周辺機器 一式 7,000円
 - ・スマホ 1台 2,000円

第5条 輸送料金

リアルタイム支援システム貸出しに係る輸送料金は、すべて競技会主催者の負担とする。

第6条 貸出期間

原則、競技会開催前後の2日間とし、合計5日間とする。

第7条 リアルタイム支援システム貸出し機器

JDSF 秋田が所有する貸出し機器の内訳は以下の通りとする。

- ① スマホ端末 12台
NO17、19、20、21、22、23、31、32、33、34、35、36
- ② スマホ充電器 3台（白色ケーブル付き）
- ③ 無線ルーター 1台（スタンド1台付き）
- ④ AC電源コード 1本（白：差し込み5口）
- ⑤ ランケーブル 1本（黒色）
- ⑥ ランケーブル 1本（巻き取り式）
- ⑦ タッチペン 14本
- ⑧ 拭き取り布 1枚
- ⑨ 収納用バンド 1ヶ
- ⑩ 収納用アルミケース 1ヶ
- ⑪ 収納用アルミケース鍵 1ヶ

第8条 リアルタイム支援システム機器関連の管理責任者

JDSF 秋田会長、若しくは JDSF 秋田会長が選任した者にその機器類の保管及び維持管理を依頼し、いつも最良の状態で使用出来るように務めることとする。

また、貸出し対象外とする競技会用の基幹パソコンの保管・管理も行うこととする。

第9条 リアルタイム支援システム管理責任者の責務

- ① 管理責任者は、リアルタイム支援システムがいつも最良の状態で使用出来るように維持管理に務める。
- ② 第2条に掲げる、貸出し対象者から借入れの申込みがあった場合は、別途「借入れ申込票」を確認のうえ、会長の承認を得たうえで貸し出すこととする。
- ③ 管理責任者は、貸出し先からリアルタイム支援システム機器類一式が返戻された場合は、損傷や紛失等がないことを確認のうえ保管する。

第10条 貸出し料金

貸出し先から、振込まれた貸出し料金（使用料金）は、JDSF 秋田一般会計の収入として計上することとする。

第11条 その他

上記第1条～第10条の定めに該当しない場合は、常務理事会に諮り決定する。

平成29年8月19日 制定